

細氷65号 2019年 支部総会報告

令和元年度日本気象学会北海道支部総会 次第

日本気象学会北海道支部

日 時：令和元年7月2日（火） 13：00～13：30

場 所：北海道大学環境科学院 D201 教室

1 開会

2 支部長挨拶

3 議長選出

4 議 事

(1) 令和元年度北海道支部収支予算書（事務局） 資料 1

(2) 令和元年度北海道支部事業計画（幹事長） 資料 2

(3) 支部規約改正（稲津理事） 資料 3

5 報 告

(1) 支部役員の承認 資料 4

(2) 平成 30 年度北海道支部会計収支計算書（事務局） 資料 5

(3) 平成 30 年度北海道支部会計監査報告（会計監査） 資料 6

(4) 平成 30 年度北海道支部事業報告（幹事長） 資料 7

(5) 令和元年度北海道支部賞

(6) その他

6 議長解任

7 閉会

細氷65号 2019年支部総会報告

資料 1

令和元年度収支予算書(案)

(2019年4月1日～2020年3月31日)

日本気象学会北海道支部

項 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 収入の部				
事業活動収入				
本部交付金	554,000	560,000	-6,000	(170名@1200+35万円)
夏季大学等補助金			0	
支部活動強化基金補助金	50,000	150,000	-100,000	※支部顕彰5万円のみ
事業収入 (事項なし)	0	0	0	
雑収入				
預金利息	10	10	0	
その他(前年度繰越金)	431,644	463,309	-31,665	
事業活動収入計 (1)	1,035,654	1,173,319	-137,665	
II 支出の部			(0)	
事業活動支出			(0)	
事業費支出	(281,000)	(281,000)	(0)	
気象講演会経費	(131,000)	(131,000)	(0)	
旅費交通費	15,000	15,000	0	
通信運搬費	3,000	3,000	0	
消耗品費	3,000	3,000	0	
印刷製本費	3,000	3,000	0	
会場借料	17,000	17,000	0	
諸謝金	90,000	90,000	0	
気象講座経費	(100,000)	(100,000)	(0)	
旅費交通費	8,000	8,000	0	
通信運搬費	0	0	0	
消耗品費	2,000	2,000	0	
印刷製本費	60,000	60,000	0	
会場借料	10,000	10,000	0	
諸謝金	20,000	20,000	0	
支部顕彰費	(50,000)	(50,000)	(0)	
	50,000	50,000	0	
支部機関誌「細氷」刊行経費	(0)	(0)		* 現在支部HP掲載のため計上なし
通信運搬費	0	0		
管理費支出	(370,000)	(422,000)	-(52,000)	
総会・理事会・幹事会費	(105,000)	(98,000)	(7,000)	
会議費	20,000	20,000	0	
旅費交通費	20,000	20,000	0	
通信運搬費	10,000	20,000	-10,000	* MLによる通信費の軽減
消耗品費	5,000	5,000	0	
印刷製本費	20,000	20,000	0	
借料	30,000	13,000	17,000	* H30実績は27,400円
事務費	(265,000)	(251,000)	(14,000)	
委託費(役務費)	255,000	241,000	14,000	* HP運営費の増額
手数料	10,000	10,000	0	
ホームページ運営費	0	0	0	* 業務委託契約に含む
サーバー通信運搬費(借料)	0	0	0	
ホームページ維持管理費(委託役務)	0	0	0	
役員選挙費	(0)	(73,000)	-(73,000)	* R1年度はなし
選挙公報・投票用紙印刷製本費	0	70,000	-70,000	
選挙管理委員会 会議費	0	3,000	-3,000	
事業活動支出計 (2)	651,000	703,000	-52,000	
III 予備費支出				
予備費	384,654	470,319	-85,665	
予備費支出計 (3)	384,654	470,319	-85,665	
当期収支差額 (A) = (1)-(2)-(3)	0	0	(0)	
前期繰越収支差額 (B)	0	0	(0)	
次期繰越収支差額 (A)+(B)	0	0	(0)	

令和元年度（平成31年度）支部事業計画（案）

1 支部総会

日 時：令和元年7月2日(火)

場 所：北海道大学 大学院環境科学院 D201

2 支部研究発表会

第1回 支部総会に引き続いて行う。

日 時：令和元年7月2日(火)

場 所：北海道大学 大学院環境科学院 D201

第2回 札幌管区気象研究会と合同開催

日 時：令和元年12月中旬予定

場 所：札幌管区気象台

3 気象講座（一般向けのアウトリーチ）

ア 気象講座（サイエンスカフェ形式）

札幌管区気象台と共催（時期未定）

4 気象講演会（準専門家向けの講演会で高度専門知識の共有）

内容・時期ともに未定

5 細氷65号発行

6 日本気象学会 北海道支部賞の授賞

令和元年12月頃ML および支部ウェブページにて推薦募集予定。令和2年3月締切予定。

7 日本気象学会 北海道支部発表賞の授賞

8 理事会

第1回

日 時：令和元年6月12日(水)

場 所：札幌管区気象台 中会議室

第2回

日 時：令和元年12月中旬予定

場 所：札幌管区気象台

改定案

公益社団法人 日本気象学会北海道支部規約

S 3 2.	7.	1 1	制 定
S 4 0.	8.	7	一部改正
S 4 5.	6.	2 4	一部改正
S 5 3.	5.	3 0	一部改正
S 6 2.	6.	1 0	一部改正
H 2.	6.	1 9	一部改正
H 5.	6.	1 1	一部改正
H 2 5.	6.	2 4	一部改正
R 1.	7.	2	一部改正

(総則)

- 第 1 条 公益社団法人日本気象学会細則に基づき北海道支部（以降、支部）をおく。本規約は公益社団法人日本気象学会細則第 4 条の支部規程に該当する。
- 第 2 条 支部は事務局をおく。

(支部理事会)

- 第 3 条 支部理事会は支部の理事によって構成される。
- 第 4 条 支部に次の役員をおく。
理 事 3 名（内支部長 1 名、常任理事 1 名）
会計監査 1 名
幹 事 4 名以上（内幹事長 1 名）
- 第 5 条 理事および会計監査は支部会員の立候補者の中から選挙によって定める。
- 第 6 条 支部長および常任理事は理事の互選によって理事の中から定める。
- 第 7 条 幹事長および幹事は支部長の指名による。
- 第 8 条 支部長に事故ある時は、常任理事がその職務を代行する。
- 第 9 条 理事は支部の会務を統括する。その統括に基づき、幹事は支部の会務を実施し、幹事長がそれを主導する。会計監査は支部の会計を監査する。なお、理事は幹事長を兼務することができる。
- 第 1 0 条 役員任期は 2 年とする。但し重任は妨げない。理事および会計監査は任期満了後も後任者が就任するまでその責務を行う。

(支部総会)

- 第 1 1 条 支部総会の議事は、理事および会計監査の選任および解任、ならびに本規約改定の上申に限る。支部長は第 2 1 条に定める他、必要と認めるときに、支部総会を招集する。
- 第 1 2 条 支部総会の議事要項は支部総会の 7 日前までに支部会員に通知する。また、支部総会で議決した事項は、支部総会後すみやかに支部会員に通知する。
- 第 1 3 条 支部会員は支部総会において各 1 個の議決権を有する。支部総会における決議は議決権の 3 分の 1 以上の出席と、出席支部会員の過半数によって行う。なお、支部総会へは電磁的な方法を含む書面による出席も可とする。

(支部役員選挙)

- 第 1 4 条 支部役員選挙の投票日および選挙の方法は支部理事会で決定する。
- 第 1 5 条 支部長は投票日の 3 0 日前までに選挙管理委員会を設置して、役員選挙を告示する。また、選挙管理委員会は投票日の 1 5 日前までに支部会員の中から支部役員候補者を定め、候補者名簿をすみやかに支部会員に通知する。

- 第16条 選挙管理委員会の構成員は支部長が支部会員から指名する。選挙管理委員会は支部役員選挙の実務を行う。また、支部長は支部役員選挙に立候補したものを選挙管理委員会の構成員から解任しなければならない。
- 第17条 投票は無記名投票とする。
- 第18条 有効投票により投票の多い順に当選とする。投票数が同じものが2名以上出た場合はくじびきにより順を定める。
- 第19条 理事および会計監査に欠員を生じた場合は、支部理事会の推薦によって補充する。なお、理事すべてに欠員が生じた場合は、幹事が理事の職務を代行する。
- 第20条 開票は常任理事立ち会いのもとに選挙管理委員会が行う。
- 第21条 選挙管理委員会は開票の結果を支部会員にすみやかに通知する。また、支部長は、開票後すみやかに支部総会を招集する。

(支部機関誌)

- 第22条 支部は支部機関誌「細氷」を電子媒体により発行する。

(顕彰)

- 第23条 支部はすぐれた功績のあった支部会員を顕彰する。

日本気象学会北海道支部規約（令和元年度改訂案） 新旧対応表

令和元年度改訂案	現行支部規約
<p>公益社団法人 日本気象学会北海道支部規約</p> <p>S 3 2. 7. 1 1 制 定</p> <p>S 4 0. 8. 7 一部改正</p> <p>S 4 5. 6. 2 4 一部改正</p> <p>S 5 3. 5. 3 0 一部改正</p> <p>S 6 2. 6. 1 0 一部改正</p> <p>H 2. 6. 1 9 一部改正</p> <p>H 5. 6. 1 1 一部改正</p> <p>H 2 5. 6. 2 4 一部改正</p> <p>R 1. 7. 2 一部改正</p>	<p>公益社団法人 日本気象学会北海道支部規約</p> <p>S 3 2. 7. 1 1 制 定</p> <p>S 4 0. 8. 7 一部改正</p> <p>S 4 5. 6. 2 4 一部改正</p> <p>S 5 3. 5. 3 0 一部改正</p> <p>S 6 2. 6. 1 0 一部改正</p> <p>H 2. 6. 1 9 一部改正</p> <p>H 5. 6. 1 1 一部改正</p> <p>H 2 5. 6. 2 4 一部改正</p>
<p>(総則)</p> <p>第 1 条 本支部は公益社団法人日本気象学会細則に基づき北海道支部（以降、支部）をおくという。本規約は公益社団法人日本気象学会細則第4条の支部規程に該当する。</p> <p>第 2 条 本支部は事務局を札幌市中央区北2条西1-8丁目札幌管区気象台内におく。</p>	<p>第 一 条 本支部は公益社団法人日本気象学会北海道支部という。</p> <p>第 二 条 本支部は事務局を札幌市中央区北2条西18丁目札幌管区気象台内におく。</p>

~~第 三 条 本支部は北海道に在住するすべての日本気象学会
会員によって構成される。~~

第 三 条 本支部は北海道に在住するすべての日本気象学会
会員によって構成される。

~~第 四 条 本支部は日本気象学会の定款の範囲内で事業を行
なうが、特に支部会員の研究の奨励推進並びに相互の連絡に
つとめることを目的とする。~~

第 四 条 本支部は日本気象学会の定款の範囲内で事業を行
なうが、特に支部会員の研究の奨励推進並びに相互の連絡に
つとめることを目的とする。

~~第 五 条 本支部は前条の目的を達成するため講演会並びに
学術的会合の開催その他本支部の目的にかなうと思われる事
業を行なう。~~

第 五 条 本支部は前条の目的を達成するため講演会並びに
学術的会合の開催その他本支部の目的にかなうと思われる事
業を行なう。

~~第 六 条 本支部の事業年度は4月1日にはじまり翌年3月
31日に終わる。~~

第 六 条 本支部の事業年度は4月1日にはじまり翌年3月
31日に終わる。

(支部理事会)

~~第 3 七 条 本規約の実行に必要な細則は支部理事会の決議
によって別に定める。支部理事会は支部の理事および当支部
に籍をおく全国理事によって構成される。~~

第 七 条 本規約の実行に必要な細則は支部理事会の決議に
よって別に定める。支部理事会は支部の理事および当支部に
籍をおく全国理事によって構成される。

~~第 4 八 条 本支部に次の役員をおく。~~

第 八 条 本支部に次の役員をおく。

~~理 事 3名 (内支部長1名、常任理事1名)~~

理 事 3名 (内支部長1名、常任理事1名)

~~会計監査 1名~~

会計監査 1名

~~幹 事 4名以上 (内幹事長1名)~~

幹 事 4名以上 (内幹事長1名)

第 ~~5~~ 条 理事および会計監査は支部会員の立候補者の中から選挙互選によって定める。

第 ~~6~~ 条 支部長および常任理事は理事の互選によって理事の中から定める。

第 ~~7~~ 条 幹事長および幹事は支部長の指名による。

第 ~~8~~ 条 ~~支部長は本支部を代表して会務を総理する。~~
支部長に事故ある時は、常任理事がその職務を代行する。

第 ~~9~~ 条 理事は本支部の会務を統括する。その統括に基づき、幹事は本支部の会務を実施し、幹事長がそれを主導する。会計監査は本支部の会計を監査する。なお、理事は幹事長を兼務することができる。

第 ~~10~~ 条 役員の任期は2年とする。但し重任は妨げない。理事および会計監査は任期満了後でも後任者が就任するまでその責務を行なう。

(支部総会)

第 ~~11~~ 条 支部総会の議事開催、議決等は、理事および会

第 九 条 理事および会計監査は支部会員の互選によって定める。

第 十 条 支部長および常任理事は理事の互選によって理事の中から定める。

第十一条 幹事長および幹事は支部長の指名による。

第十二条 支部長は本支部を代表して会務を総理する。支部長に事故ある時は、常任理事がその職務を代行する。

第十三条 理事は本支部の会務を統括する。その統括に基づき、幹事は本支部の会務を実施し、幹事長がそれを主導する。会計監査は本支部の会計を監査する。なお、理事は幹事長を兼務することができる。

第十四条 役員の任期は2年とする。但し重任は妨げない。理事および会計監査は任期満了後でも後任者の就任するまでその責務を行なう。

第十五条 総会の開催、議決等は日本気象学会定款に準じて

~~計監査の選任および解任、ならびに本規約改定の上申に限る日本気象学会定款に準じて行なう。~~ 支部長は第21条に定める他、必要と認めたときに、支部総会を招集する。

~~第1216条 本支部は第四条の目的を達成するため支部機関誌「細氷」を電子媒体により発行する。前条の支部総会の議事の要項は支部総会の7日前までに支部会員に通知する。およびまた、支部総会で議決した事項は、同機関誌等により支部総会后すみやかに支部会員に通知する。~~

第13条 支部会員は支部総会において各1個の議決権を有する。支部総会における決議は議決権の3分の1以上の出席と、出席支部会員の過半数によって行う。なお、支部総会へは電磁的な方法を含む書面による出席も可とする。

(北海道支部役員選挙規則)

~~第1411条 理事および会計監査~~ 支部役員選挙の投票日および選挙の方法は支部理事会で決定する。

~~第1511条~~ 支部長は投票締切日の30日前までに選挙管理委員会を設置して、役員選挙を告示する。また、選挙管理委員会は投票日の15日前までに投票用紙および支部会員の中から支部役員候補者を定め、~~支部会員~~候補者名簿をすみやかに

行なう。

第十六条 本支部は第四条の目的を達成するため支部機関誌「細氷」を電子媒体により発行する。前条の総会の議事の要項および議決した事項は、同機関誌等により支部会員に通知する。

北海道支部役員選挙規則

第一条 理事および会計監査選挙の投票日は理事会で決定する。

第二条 支部長は投票締切日の15日前までに投票用紙および支部会員名簿を会員に配布し周知を図るものとする。

支部会員に配布し周知を図るものと通知する。

第16条 選挙管理委員会の構成員は支部長が支部会員から指名する。選挙管理委員会は支部役員選挙の実務を行う。また、支部長は支部役員選挙に立候補したものを選挙管理委員会の構成員から解任しなければならない。

第17条 投票は無記名、~~文書投票とし~~理事は定数内の連記とし、~~会計監査は単記~~とする。

第18条 有効投票により投票の多い順に当選とする。投票数が同じものが2名以上出た場合はくじびきにより~~年長順~~とすを定める。

第19条 理事および会計監査に欠員を生じた場合は、支部理事会の推薦によって補充する。~~なお、理事すべてに欠員が生じた場合は、幹事が理事の職務を代行する。~~

第20条 開票は常任理事立ち会いのもとに選挙管理委員会が行なう。

第21条 選挙管理委員会は開票の結果はを支部会員にすみやかに通知~~理事会に報告し、「細氷」または「天気」に掲載~~

第 三 条 投票は無記名、文書投票とし理事は定数内の連記とし、会計監査は単記とする。

第 四 条 有効投票により投票の多い順に当選とする。投票数が同じものが2名以上出た場合は年長順とする。

第 五 条 理事および会計監査に欠員を生じた場合は、理事会の推薦によって補充する。

第 六 条 開票は常任理事立ち会いのもとに行なう。

第 七 条 開票の結果は理事会に報告し、「細氷」または「天気」に掲載する。

する。また、支部長は、開票後すみやかに支部総会を招集する。

(支部機関誌)

第22条 ~~本支部は第四条の目的を達成するため~~支部機関誌「細氷」を電子媒体により発行する。

(顕彰)

第23条 支部はすぐれた功績のあった支部会員を顕彰する。

第31期 北海道支部役員名簿

令和元年6月12日現在

役 職	氏 名	所 属
支 部 長	* <small>やの としひこ</small> 矢野 敏彦	札幌管区気象台
常任理事	<small>いなつ まさる</small> 稲津 将	北海道大学大学院理学研究院
理 事	* <small>いしだ じゅんいち</small> 石田 純一	札幌管区気象台
会計監査	<small>さとう たかみつ</small> 佐藤 隆光	日本気象協会北海道支社
幹 事 長	<small>さとう ともり</small> 佐藤 友徳	北海道大学大学院地球環境科学研究院
幹 事 (研究発表会1)	<small>やすなり てつぺい</small> 安成 哲平	北海道大学北極域研究センター
幹 事 (細水)	* <small>ば けんじ</small> 馬場 賢治	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類
幹 事 (研究発表会2)	* <small>まえだ きよし</small> 前田 潔史	札幌管区気象台
幹 事 (会計)	* <small>といかわ ゆきお</small> 樋川 幸夫	札幌管区気象台
幹 事 (企画)	<small>なかた たくし</small> 中田 琢志	日本気象協会北海道支社
全国理事	<small>ほりのうち たけし</small> 堀之内 武	北海道大学大学院地球環境科学研究院

注) *は、新任者を示す。

細氷65号 2019年 支部総会報告

資料 5

平成30年度会計収支報告

(2018年4月1日～2019年3月31日)

日本気象学会北海道支部

項 目	予算額	決算額	差異
I 収入の部			
事業活動収入			
本部交付金	560,000	376,691	183,309
夏季大学等補助金			0
支部活動強化基金補助金	150,000	150,000	0
事業収入			
(事項なし)	0	0	0
雑収入			
預金利息	10	8	2
その他(前年度繰越金)	463,309	463,309	0
事業活動収入計 (1)	1,173,319	990,008	183,311
II 支出の部			
事業活動支出			
事業費支出	(281,000)	(248,604)	(32,396)
気象講演会経費	(131,000)	(98,604)	(32,396)
旅費交通費	15,000	0	15,000
通信運搬費	3,000	0	3,000
消耗品費	3,000	0	3,000
印刷製本費	3,000	98,604	-95,604
会場借料	17,000	0	17,000
諸謝金	90,000	0	90,000
気象講座経費	(100,000)	(100,000)	(0)
旅費交通費	8,000	0	8,000
通信運搬費	0	0	0
消耗品費	2,000	0	2,000
印刷製本費	60,000	0	60,000
会場借料	10,000	0	10,000
諸謝金	20,000	0	20,000
(本部返納金)		100,000	-100,000
支部顕彰費	(50,000)	(50,000)	(0)
印刷製本費	1,000	455	545
賞状・副賞	44,000	28,900	15,100
事務費	5,000	3,007	1,993
(本部返納金)		17,638	-17,638
支部機関誌「細氷」刊行経費	(0)	(0)	
通信運搬費	0	0	
管理費支出	(422,000)	(309,760)	(112,240)
総会・理事会・幹事会費	(98,000)	(39,445)	(58,555)
会議費	20,000	3,002	16,998
旅費交通費	20,000	4,000	16,000
通信運搬費	20,000	986	19,014
消耗品費	5,000	0	5,000
印刷製本費	20,000	3,949	16,051
借料	13,000	27,508	-14,508
事務費	(251,000)	(240,840)	(10,160)
委託費(役務費)	241,000	240,192	808
手数料	10,000	648	9,352
ホームページ運営費	0	0	0
サーバー通信運搬費(借料)	0	0	0
ホームページ維持管理費(委託役務)	0	0	0
役員選挙費	(73,000)	(29,475)	(43,525)
選挙公報・投票用紙印刷製本費	70,000	29,475	40,525
選挙管理委員会 会議費	3,000	0	3,000
事業活動支出計 (2)	703,000	558,364	144,636
III 予備費支出			
予備費	470,319	0	470,319
予備費支出計 (3)	470,319	0	470,319
当期収支差額 (A) = (1)-(2)-(3)	0	431,644	-431,644
前期繰越収支差額 (B)	0	0	0
次期繰越収支差額 (A)+(B)	0	431,644	-431,644

平成 30 年度 会計監査報告書

平成 30 年度北海道支部の会計帳簿及び関係書類等の監査を行い、公正妥当に執行されていることを認めましたので報告します。

平成31年4月24日

日本気象学会北海道支部

会計監査

佐藤隆光



平成 30 年度支部事業報告

- 1 支部総会
 日 時：平成 30 年 7 月 17 日(火)
 場 所：北海道大学

- 2 支部研究発表会
 第 1 回 平成 30 年 7 月 17 日(火) 支部総会の修了後に開催（発表 8 件）
 場 所：北海道大学 大学院地球環境科学研究所 D201

 第 2 回 札幌管区気象研究会と合同開催（支部会からの発表 8 件）
 日 時：平成 30 年 12 月 18 日（火）
 場 所：札幌管区気象台 大会議室

- 3 気象講座（一般向けのアウトリーチ） 実施なし

- 4 気象講演会（準専門家向けの講演会で高度専門知識の共有）
 ア 平成 30 年 10 月 13 日（土） 稚内総合文化センター（小ホール）
 地球温暖化・防災講演会「地球温暖化による影響から暮らしを守る」の共催
 （札幌管区気象台・稚内地方気象台主催）
 イ 平成 30 年 11 月 16 日(金)
 シンポジウム「冬期のスタック車両と物流のあり方を考える」の後援
 （日本気象協会北海道支社主催）
 ウ 平成 30 年 11 月 9 日（金）
 第 6 回エアロゾルシンポジウム「シミュレーションと観測からのアジアダスト解析」
 の後援（酪農学園大および道総研環境科学研究所センター主催）

- 5 細氷 64 号発行（1-66p）

- 6 北海道支部発表賞の授賞（4 名）
 久保田尚之「18 世紀末から 19 世紀の北海道周辺での気象観測記録」
 丹治星河「力学的ダウンスケーリングに基づく吹雪の発生可能性の事例解析」
 寺尾建哉「北海道における夏の天候の長期変化と循環場について(第 2 報)」
 玉置雄大「力学的ダウンスケーリングの降水継続時間バイアスに対する水文学的応答」

- 7 理事会
 第 1 回 平成 30 年 6 月 12 日（札幌管区気象台 中会議室）
 第 2 回 平成 30 年 12 月 18 日(札幌管区気象台 大会議室)

細氷65号 2019年 支部総会報告

日本気象学会北海道支部 2019年度支部総会議事録

日時：2019年 7月2日 (火) 13時00分～13時30分

場所：北海道大学大学院環境科学院 (D201 教室)

参加者数：個人会員の会場出席者 20名

総会参加者のうち書面による出席者 104名 合計 124名

(支部会員現在総数 170名 (2019年 4月 1日現在))

決議の要件：支部総会の決議は、支部会員の議決権の3分の1以上を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもって行う。次に掲げる事項の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。(1)会員の除名(2)監事の解任(3)定款の変更(4)解散(5)その他法令で定められた事項。(北海道支部規約第十五条および日本気象学会定款第17条)

議事

1. 開会 幹事長 より出席状況および決議要件を満たす報告等がされ、支部総会の開会が宣言された。

3. 議長の選出 支部総会議長に 佐藤陽祐 会員を選出した。

5. 議事 採決の結果、以下のように賛成多数で承認された。

(1) について 賛成 124名、反対 0名

(2) について 賛成 124名、反対 0名

(3) について 賛成 124名、反対 0名

6. 報告

(1) について 幹事長 より報告がなされた。

(2) について 事務局 より報告がなされた。

(3) について 会計監査 より報告がなされた。

(4) について 幹事長 より報告がなされた。

(5) について 稲津理事 より報告がなされた。

7. 議長解任 佐藤陽祐 議長は解任された。

8. 閉会 幹事長 より総会の閉会が宣言された。

以上の議事録の通り相違ありません。

2019年 7月 2日

支部総会議長 佐藤陽祐 会員
出席者代表 谷本陽一 会員
出席者代表 岩崎智彦 会員